

WTOサービス・クラスター会合（2月1日～11日）の概要

平成22年2月12日

1. 2月1日（月曜日）から11日（木曜日）までジュネーブにおいて、2010年初めてのWTOサービス・クラスター会合（注1）が開催された。今回の会合においては、サービス貿易理事会特別会合、定例会合、4つすべての下部組織（国内規制作業部会、GATSルール作業部会、特定約束委員会、金融サービス委員会）が開催された。また、我が国が主催する建設、海運を含めた20の分野別（建設、海運、建築、音響・映像、ロジスティクス、最恵国待遇免除（注2）、環境、コンピュータ関連、金融、郵便・クーリエ、電気通信、流通、エネルギー、法律、第3モード（注3）、自然人の移動（第4モード）、越境取引（第1モード）、航空、観光、教育）のフレンズ会合が開催され、我が国代表団も我が国が要望側となっている15の分野別会合に出席した。また、多くの二国間協議も行われ、我が国代表団は7カ国（タイ、インド、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア、オーストラリア）と協議を実施した。

2. 分野別フレンズ会合においては、昨年10月、11月のクラスター会合において議論を行った、関心国に対する要望事項とその要望に応える関心国側の対応とのギャップについてまとめた「ギャップ表」についての日本フォーマットが数多くの分野別フレンズ会合で採用されることになった。また、3月末に開催される予定のドーハ・ラウンド交渉全体に関する現状評価を行う会合に向けた準備の一環として、分野別フレンズ会合としてどこまで要望が満たされ、何が今後必要であるのかについて簡潔で明快なメッセージを出すべきとの議論を行い、その必要性について共通の理解を得ることが出来た。その中でも、ギャップ表の内容を要約して我が国が作成したフレンズ評価紙のフォーマットについても議論が行われ、現状評価会合の態様は不明であるため現段階でフォーマットを決めるべきではないとのコメントはあったものの、この第2の日本フォーマットについても少なからぬ分野別フレンズ会合で議論された。

3. 二国間協議においては、昨年11月に用意した事前の質問状を改訂したものを活用して更に詳細に亘る議論を行い、自由化に向けた各国の立場等について更なる明確化を図ることが出来た。

4. 今次会合においては、約束表の規定ぶり等につき技術的な議論を行う特定約束委員会において、日本から新しい約束表と古い約束表の関係に関する法的

な整理について提案を提出した。この提案を巡っては、活発な議論が行われ、日本からの貢献が評価された。

5. 分野別の事務局分析ペーパーについては、音響・映像及びエネルギーについて議論が行われた。

6. 今回の会合においては、様々な交渉の場で日本のプレゼンスを示すことが出来た他、市場アクセス交渉に関してフレンズ会合及びバイ協議を通じて着実に進展させることが出来たところ、3月末の現状評価会合における議論も踏まえつつ、更に交渉を進めていくための方途について議論が継続して行われていくことになると思われる。なお、次回会合は、4月末から5月初めに開催される方向で調整される見通しである。

(注1：WTOサービス交渉に関連する各種会合をまとめて開催しており、これらの会合を一括して「サービス・クラスター会合」と称している)

(注2：WTOサービス貿易一般協定では、最恵国待遇は無条件で与えなければならないと規定されているものの、その例外を免除表に掲げることが出来ることとなっている。最恵国待遇免除フレンズ会合は、この免除表に掲げる例外の数を減らすことを働きかける会合である。)

(注3：WTOサービス貿易一般協定では、サービス貿易の形態(モード)が4つに分けられ、拠点設置を通じたサービス提供は第3モード、自然人の移動によるサービス提供は第4モード、国境を越えたサービス提供は第1モードと呼ばれている。)